

電子申請専門部会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県スマート自治体推進会議規約第9条第1項の規定に基づき、電子申請専門部会（以下「専門部会」）を設置する。

(目的)

第2条 この専門部会は、地域情報化施策推進の一環として、埼玉県内の地方公共団体における電子申請を推進し、住民に対する行政サービスの向上並びに行政運営の高度化及び効率化を図ることを目的として設置する。

(協議内容等)

第3条 この専門部会は、前条の目的を達成するため、以下の事項に係る調査研究又は協議若しくは調整を行う。

- (1) 共同運営による電子申請システムの運営管理等に関すること
- (2) 電子申請の利用拡大等に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、幹事会の代表幹事が任命し、部会長は専門部会を代表する。
- 3 専門部会は必要に応じてワーキンググループを設けることができる。
- 4 ワーキンググループの構成員は部会長が指名する。

(会議の開催及び報告等)

第5条 部会長は、電子申請の推進に係る課題を検討していく上で、会員の意見の調整や協議のとりまとめ等を図るため、必要に応じてワーキンググループ会議等を招集することができる。

- 2 専門部会における議論は、メーリングリスト等を活用し行うことができる。
- 3 部会長は、必要に応じ、専門部会の活動の内容について幹事会に報告する。
- 4 部会長は、専門部会の検討の成果を幹事会に報告する。

(事務局)

第6条 専門部会の事務局は、埼玉県企画財政部情報システム戦略課に置く。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

附 則

この設置要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この設置要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この設置要綱は、令和3年6月1日から施行する。